

「属州ナルボネンシスの祭司法」(CIL XII,6038) 再考

山本晴樹

19世紀末(1888年)フランス南部の都市ナルボンヌの市街地でローマ期の水槽跡から青銅板が出土した。それに記載されていた碑文がここで問題にする「属州ナルボネンシスの祭司法(Lex de flamonio provinciae Narbonensis)」(CIL.XII,6038)である。この碑文は属州都市ナルボンヌの皇帝礼拝を執り行う祭司(flamen)に関するものであり、一部が破損しているとはいえ、書かれた内容から、属州におけるローマ皇帝礼拝の成立を伝える史料としてきわめて貴重である。またこの法の制定者をめぐっては、従来ウェスパシアヌス説が定説とされてきたのであるが、最近ドミティアヌス説が提起されており、改めて見直される必要がでてきた。既に筆者はこの碑文については、元老院属州ナルボネンシスにおけるローマ皇帝礼拝の成立時期に関する小論⁽¹⁾において簡単に触れたわけであるが、今回あらためてこの碑文を詳細に検討し、その意味するところのものを考えてみたい。

碑文の検討に移るまえに、まず言及されなければならないのはその発見場所である。ローマ期の水槽跡は、市街地の東部地区に位置しており、その一帯はかつて聖域とされたところである⁽²⁾。また隣接して円形闘技場跡があり、この地域は属州の皇帝礼拝が執り行われたところと考えられる。従って、ナルボンヌには中央広場(フォルム)のカピトリウム神殿で執り行われる都市レベルの皇帝礼拝と、都市の中心部からやや離れたところにある聖域で執り行われる属州レベルの皇帝礼拝の両者が存在したことになる。このことはナルボンヌがこの属州の首都であってみれば当然であるが、都市レベルの皇帝礼拝の場と属州レベルの皇帝礼拝の場とが同一の所に存在したのではなく、異なっていたという事実が明らかにされたことは、重要であろう⁽³⁾。

以下碑文を検討するが、碑文そのものについては、古代都市ナルボンヌの体系的な考察を行ったM.ゲローがその解説を試みている⁽⁴⁾。それによりながら以下の項目ごとにみていきたい⁽⁵⁾。

- I. 祭司の権利について(1-5行目)
 - II. 祭司の妻の権利と義務について(6-8行目)
 - III. 元祭司の権利について(9-16行目)
 - IV. 祭司が都市を不在にした場合について(17-21行目)
 - V. 属州会議の開催場所について(22-24行目)
 - VI. 余剰費用の用途について(25-29行目)
- I. 祭司の権利について(1-5行目)、
1. Na]rbone
 2. Plique⁽⁶⁾ lictores v[iatores qui magistratibus apparent ei apparento.

3. secundum lege]m iusque eius provinciae
4. ei in decurionibus senatuve [sententiae dicendae signandi ius esto.]
5. inter (?) decuriones se]natoresve subsellio primo spectan[di ludos publicos eius provinciae ius esto.

1. ナルボにおいて
2. 政務官に仕える執達吏が彼に仕えよ。
3. 彼の属州の法と権利に従って、
4. 参事会あるいは元老院において意見を述べ、記名する権利があるべし。
5. 参事会員や元老院議員の貴賓席で、その属州の公の見せ物をみる権利があるべし。

ここでは、祭司 (flamen) が政務官と同様自己の下僚をもっている事実があきらかである⁽⁷⁾。このことから祭司は公的で高位の役職であることがわかる。また祭司は参事会 (元老院) へ出席し、意見の表明、記名の権利をもつこと、またその者の属州の公の見せ物を参事会員と同じ席 (貴賓席) で見物する権利をもつことが述べられている⁽⁸⁾。すなわち祭司はほぼ都市参事会員と同等の権利を有しているわけである。

II. 祭司の妻の権利と義務について (6-8行目)

6. flam]inis veste alba aut purpurea vestita f[estis diebus.
 7. nev]e invita iurato neve corpus hominis mor[tui attingito neve nominato neve funus
 8. exsequere nisi necessa]rii hominis erit eique spectaculis publicis eius [provinciae loco...interesse liceto.
6. 祭司の妻の衣装は祝祭日に白かあるいは深紅が着られよ。
 7. 祭司の妻は意に反して誓約をおこなってはならない。死者の体に触れてはならない。指名をしてはならない。
 8. もし人の親族に所属していなければ、葬送の列に連なってはならない。その者にこの属州の公の見せ物の場所に出席することが許さるべし。

この部分は最初が欠落しているが、その内容から明らかに、祭司の妻に関する箇所である⁽⁹⁾。彼女には様々の義務が課せられている。そして権利としては、夫である祭司の場合と同様、公の見せ物を見る権利がある。その際、彼女は夫とともに貴賓席に座す⁽¹⁰⁾。一般に女性はこのような場合劇場および円形闘技場の最上階でしか観劇できなかったたわけであるが、これを考えるといかに祭司の妻が高い地位に位置づけがされているかがわかる⁽¹¹⁾。

Ⅲ. 元祭司の権利について (9-16行目)

9. De honoribus eius qui flamen f[uerit]
10. Si qui flamen fue]rit adversus hanc legem nihil fecerit, tum is qui flamen erit
c[urato ut qui convenerint in concilium per
11. tabell]as iurati decernant placeatne ei qui flaminio abierit permitti sta[tuas in
templo divi Aug. ponere et sibi
12. ius esse sta]tuaee ponendae nomenque suum patrisque et unde sit et quo anno
fla[men fuerit inscribendi. Nulli tamen
13. Narbo]ne intra fines eius templi statuatae ponendae ius esto nisi cui Imperator
Cae[sar Vespasianus permiserit. Eidem
14. in curia sua et concilio provinciae Narbonensis, inter sui ordinis se cundum le[gem
eius provinciae viros sedendi,]
15. sententiae dicendae signandique ius esto, item spectaculo publico in provincia
[edito, inter decuriones esse prae]
16. textato eis que diebus quibus cum flamen esset sacrificium fecerit, ea veste pu[blice
uti qua in eo faciendo usus erat.

9. 祭司であったものの栄誉について

10. もし祭司であったものがこの法に違反することをなにもしなかったならば、その時は、祭司であるものは以下のことを配慮せよ。会議に集まる者が
11. 誓約し、投票によって以下のことを決定するように。祭司をやめた者へ神皇アウグストゥスの神殿の中に彫像を置くことが許されるかどうか、そして、その者自身に、
12. 彫像を置き、自分自身の名前と父親の名前、どこの出身か、どの年に祭司であったかを書き込む権利があるかどうか。しかし、いかなる者も
13. もし皇帝ウェスパシアヌスはその者に許さないならば、ナルポにおいて、この神殿の領域内で彫像を置く権利があつてはならない。同じ者に
14. それ自身の参事会において、そしてナルボネンシスの属州会議において、この属州の法に従って、自身の身分の人々の間に座し、
15. 意見を述べ、記名する権利があるべし。同様に、属州で開催される公の見せ物において、深紅の縁飾り付き衣装を着て、参事会員のあいだにあるべし。
16. 彼が祭司であったとき、犠牲を捧げたその日に、それをなすことにおいて着用したように、公の衣装を(着用すべし)。

ここには元祭司の権利が詳細に記されている。まず「祭司であった者(10行目)」(qui flamen

erit) という表現の中に、まだ祭司経験者が集団として形成されておらず、元祭司が個々に存在している様子がうかがえる。時代を経るにつれて祭司経験者はひとつの階層 (ordo) を形成していったと理解されるので⁽¹²⁾、したがってこの表現は時期的に最初期のものであろう。

次に、「神皇アウグストゥスの神殿 (11行目)」 (templum divi Augusti) という表現される神殿についてであるが、これがフォーラムにあった神殿 (カピトリウム) であるのか、この碑文が発見された地域 (聖域) に建てられていた神殿なのかが問題になる。この場合、当該の元祭司は属州レヴェルの礼拝の祭司をさしているの、それは当然聖域のなかにあったと思われる。

ここで最も論議を読んでいるのが、「皇帝ウェスパシアヌス (13行目)」 (Imperator Cae[sar Vespasianus...]) の箇所である。古来、様々な説が出されているが、M.ゲローは《Imperator Cae》のあとの欠落箇所を《sar Vespasianus》と補っており、ウェスパシアヌス帝を想定している⁽¹³⁾。確かにこの時期 Imperator Caesarを名乗るのは帝政最初期のアウグストゥス帝をのぞけば、その後続くのはウェスパシアヌス帝である。この点では、ゲロー説は説得的である⁽¹⁴⁾。

IV. 祭司が都市を不在にした場合について (17-21行目)

17. Si flamen in civitate esse des[erit]
18. Si flamen in civitate esse desierit neque ei subrogatus erit,tum uti quis[que ex consensu provinciae delectus erit,]
19. in triduo quo certior factus erit et poterit, Narbone sacra facito [eaque secundum hanc legem per reliquam]
20. partem eius anni eo ordine habito quo annuorum flamin[um sacra habentur eique si ea habuerit per dies non minus]
21. XXX siremps lex ius causaque esto quae flamini Augus[tali ex hac lege facto erit.]

17. もし祭司が都市のなかにあることをやめたならば、
18. もし祭司が都市のなかにあることをやめ、彼に代理が選ばれないならば、その際、何人かが属州の同意によって選ばれ、
19. それが3日間で告知され、またそうできうるとき、彼はナルボで祭祀をおこなうべし。そしてそこでこの法に従って
20. 彼の任期の残りの部分の間、その身分において勤めよ。その身分において祭司の任期の祭祀がもたれる。
21. そして、その者に、彼がもし30日より少なくない日々の間それを保持するならば、この法によって選ばれた flamen Augustalis と全く同様の法と権利と司法があるべし。

ここでは、祭司がおそらく任期途中での死去、辞任などにより、都市において存在しなくなった場合を想定している。それによると、代理の者が少なくとも1月間その職にとどまれば、正規の祭

司と同等の権利を得るわけであるが、このことからすると、祭司の不在がいかに皇帝礼拝にとって重大な事態であるかを理解しうる。またM.ゲローは、祭司が正式には *flamen Augustalis* と呼ばれていたを明らかにしている⁽¹⁵⁾。

V. 属州会議の開催場所について (22-24行目)

22. Quo loco concilii[m habendum sit]
 23. Qui in concilium provinciae convenerint N[arbonem ibi id habento. Si quid extra Narbonem intra fines Narbonen]
 24. sium concilio habito actum erit, id ius ratum[que esto.
-
22. どの場所で会議はもたれるべきか
 23. 属州会議に集まる者たちはナルボをこの場合それとしてもつべし。もし何かはナルボの外、ナルボネンシスの領域内で
 24. もたれた会議で、決議されるならば、それは適法、かつ有効たるべし。

ここでは属州会議が開催される場所が問題になっているが、原則として首都ナルボンヌで開催されている。しかし、ナルボンヌの都市領域内で開催されれば、その会議は有効とされている。場合によっては属州会議は正規の場所⁽¹⁶⁾以外のところで開催されることもありえたのであろう⁽¹⁷⁾。

VI. 余剰費用の用途について (25-29行目)

25. De pecu[nia publica sacris destinata]
 26. Qui flaminio abierit is ex ea pecunia[quae sacris in templo divi Augusti destinata erit, quod eius superfuerit, statu]
 27. as imaginesve Imperatoris Cae[saris Augusti Vespasiani ponendas curato dedicato, permissu eius qui eo anno pro]
 28. vinciae praeerit, intra idem t[emplum. Ne quis eam pecuniam alio consumito neve quis facito quo se magis in]
 29. ea re fecisse apud eum qui ra[tiones provinciae putabit dixerit quam fecerit.
-
25. 祭祀のために当てられた公の費用について
 26. 祭司をやめる者、彼は以下の費用、すなわち神皇アウグストゥスの神殿での祭祀のために当てられる費用のうち、その残ったものから
 27. 皇帝ウェスパシアヌスの彫像と肖像を置くことを配慮し奉獻せよ。その年に属州を管掌する者の許可によって

28. 同じ神殿内で、何人もその費用を他のものに消費してはならない。あるいは何人も以下のことを行ってはならない。
29. そのことにおいてなしたであろうより以上になしたということを、属州の経理を担当する者の前で言うことを。

ここでは、祭祀にあてられた費用の残りの使用法について規定している。それによれば、元祭司は、現祭司の許可をえて、残額をウェスパシアヌス帝像の奉獻に使用することができるとされている。ここでも、M.ゲローは《Imperator Cae》のあとの欠落箇所(27行目)を《sar Vespasianus...》と補っており、ウェスパシアヌス帝を想定している⁽¹⁸⁾。

以上、「祭司法」を検討してきたわけであるが、この碑文によれば属州ナルボネンシスの皇帝礼拝を行う祭司の実態が明らかにされたように思われる。彼は属州の祭司として、都市ナルボンヌとは異なるレベルの皇帝礼拝を行っているわけである。この碑文を別とすればこれ以上に祭司の具体的な姿を描いた史料はきわめてまれであり、これによって属州の皇帝礼拝の姿を思い描かざるをえない。たとえ一部が破損されているとはいえ、属州祭司に関する第一級の史料と言わざるをえない。ただ前述したとおえり、この法の制定者についてはウェスパシアヌス説に対する疑問も提起されており、この説を提示したM.ゲロー自身も別な箇所では、ウェスパシアヌスカドミティアヌスカで決めあぐねているところもあり⁽¹⁹⁾、必ずしも前者が不動の学説とまでは言えない状況である。いずれにせよ、現時点で確実に言えることは、1世紀後半のフラウィウス期に、属州レベルとりわけ元老院属州での皇帝礼拝の制度化が大幅に進展したということではなからうか。

註

- (1) 拙稿「元老院属州ナルボネンシスにおける皇帝礼拝——その成立時期をめぐって——」『西洋史学論集(九州西洋史学会)』第37号(1999年)104-109頁。特に104-105頁。
- (2) 現在この地区はナルボンヌの低所得者用住宅(HLM)が建てられており、地表にはその遺跡をみることはできない。Cf. J. Michaud et A. Cabanis (ed.), *Histoire de Narbonne*, Toulouse, 1988, p.55.
- (3) 同様な事例として考えられるのが、リヨン(古代名ルグドゥヌム)である。ここでは、都市レベルの皇帝礼拝は、現在フルヴィエールの丘にあった中央広場(フォーラム)で行われ、属州(トレース・ガリアエ)レベルのそれは、ソーヌ川とローヌ川の合流地点で、古来より聖域とされていたコンダテ(現在のクロワ・ルス地区)で行われた(Cf. P. Wuilleumier, *Lyon métropole des Gaules*, Paris 1953, p.33-42)。なおD.フィッシ

ユウィックは、ナルボンヌの事例ときわめて類似したものとして属州タラコネンシス(現スペイン東部)の首都タラコ(現タラゴーナ)の事例をあげている(Cf.D.Fishwick, *The Imperial Cult in the Latin West*, Vol.I,1 (Leiden 1987), pp.154-158)。

- (4) M.Gayraud, *Narbonne antique des origines à la fin du IIIe siècle*, Paris 1981, p.391,409 (写真版はp.391) この青銅版は現在パリ・ルーブル美術館に収蔵されているが、そのレブリカをわれわれはナルボンヌの考古学博物館の「皇帝礼拝の間」でみることができる。
- (5) なおナルボンヌの都市史研究の先駆けとなったC.H.ベネディクト(Benedict)は、その著書のなかで、この祭司法をとりあげ、欠落した青銅板の上部には、以下のような項目が記載されていたと指摘している。C.H.Benedict, *A History of Narbo*, Princeton 1941, p.59.
- ・祭司の選出について
 - ・祭司の行う儀礼について
 - ・祭司の義務免除と特典について
- (6) この意味は明かではない。
- (7) Benedictによればduovirの場合と同様2名のlictorをもつという。Cf.Benedict, *op.cit.*, p.59 n.60.
- (8) ここで述べられ、また祭司の妻の箇所(8行目)でも述べられている、公の見せ物を見る権利は、単なる参加権だけではなく、明らかに劇場あるいは円形闘技場の所定の場所に座席をもち、その場に存在し得る階層に所属しているということ、そしてそのことを他の階層に示し得る(「可視化」しうる)権利を意味しているのであろう。しかし、この問題はここで扱う範囲を越えている。
- (9) ここで言及されている祭司の妻は必ずしも女祭司であるとはかぎらない。Cf.M.Gayraud, *op.cit.*, p.396.なおヒスパニアの事例では、女祭司(flaminica)の14事例中5例のみがflamenの妻であった。Cf.R. Etienne, *Le culte impérial dans la Péninsule Iberique d'Auguste à Diocletien*, Paris 1974, p.170-171.
- (10) これは明らかにウェスタ神の巫子と同様の処遇である。Cf.Suet.*Aug.*,44.
- (11) このこと関連して、Aulus Gellius (X,15,22)によれば、もし祭司の妻が死亡した場合、夫である祭司はその職を辞さねばならなかった。
- (12) たとえば、皇帝礼拝の半公的な担い手であるアウグスターレースは、遅くとも2世紀になると、西部属州の都市のなかで、参事会員に次ぐ第二の階層になる。Cf.Andrik Abramenko, *Die munizipale Mittelschicht im kaiserzeitlichen Italien. Zu einem neuen Verständnis von Sevirat und Augustalität*, Frankfurt am Main 1993.
- (13) M.Gayraud, *op.cit.*, p.388.
- (14) 最近、J.-M.パイエ(Pailler)がドミティアヌス説を提起しているが、この説は様々な問題を含んでいて、今の筆者にはこれに答える十分な用意がないので、別にあらためて考

てみたい。Cf. J.-L.Pailler, Domitian, la 《Loi des Narbonais》 et le culte impérial dans les provinces senatoriales d'Occident, dans *Revue Archéologique de Narbonnaise*, 22, 1989, p.171-189.

(15) M.Gayraud, *op.cit.*,p .393-395.

(16) 正規の開催場所は前述のようにナルボの東部市街地区の聖域であった。Cf.D.Fishwick, *The Imperial Cult in the Latin West*, Vol.I,2 (Leiden 1987) ,pp. 240-256 (I,V.The Provincial Cult of Gallia Narbonensis: Three Temples at Narbo).

(17) これが具体的にどのような場合であるのかは、ここでは明かではない。

(18) M.Gayraud, *op.cit.*,p .388.

(19) M.Gayraud, *op.cit.*,p .398.

付記

この拙い小論を賀川光夫先生に捧げたい。先生は1974(昭和49)年に初めてお会いして以来25年以上もの間、常に筆者の研究を暖かく見守ってこられた。